

議案第 7 号

里庄町税条例の一部改正について

里庄町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）及び公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の公布に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町税条例の一部を改正する条例

里庄町税条例（昭和36年里庄町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第34条の5第1項中「又は金銭」を削り、同項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第4号に掲げる寄附金及び」に改め、同号イ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第8条」に、「又は岡山県教育委員会の許可」を「の認可」に、「第1条」を「第2条第1項第1号」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の5第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の里庄町税条例第34条の5第1項（第3号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。